

〈論文〉

ホップズの意志論（2）
——自由と必然性をめぐって——

高田 純

〈目次〉

第1章

- 1 自由の異なった定義
- 2 有意的行為と意志
- 3 有意的行為と熟慮
- 4 熟慮と比較考量
- 5 熟慮をへた最後の欲求としての意志

第2章 意志は自由をもつか

- 1 自由の不可欠な要素としての選択
- 2 熟慮によって終結する自由とはなにか
- 3 選択と決意における自由
- 4 意志の実体化の批判
- 5 いかなる意志の自由が否定されるか (前号)

第3章 自由と必然性

1 世界に絶対的自発性はない

ホップズは「自発的 spontaneous」と「有意的 voluntary」とを区別する (LN/p. 243, LNC/p. 94)。〈voluntary〉は「自発的」とも訳されるが、本来の意味での「自発的」を指すのは〈spontaneous〉である。〈spontaneous〉は、そのラテン語の語源〈sponte〉(「自分によって」)に示されるように、自分が原因となって運動を開始することである。外部の原因によってでなく、自分内部の原因によって行なわれる運動はすべて自発的である。このような意味での自発性は、意識や意志をもたない無生物にも認められる。例えば、諸物体が妨害されずに「自分自身で by their own accord」落下することは、自発的である

(LNC/p. 93)。

これに対して、人間と動物の有意的行為（運動）はたんに自発的ではなく、意識と意志をともない、選択と決意に基づく。有意的行為は自発的作用の特殊な形態である。「すべての心的運動〔有意的行為〕は意志あるいは欲求から開始するものとみなされる。……したがって、一般的に自発的と呼ばれるものが、特別に人間と動物に適用されると、有意的と呼ばれる」(ibid.)。

ところで、ホップズによれば、世界においてはいかなる自己原因、内的原因も外的原因によって規定され、この原因はまた別の原因によって規定されるというように、因果連鎖は無限に続く。究極の原因は神である (Lv. xii/p. 96/(一) 183 頁)。したがって、この世界においては自発性は相対的、比較的な意味のものにすぎず、絶対的自発性は存在しない。人間の有意的行為も同様である。『自由と必然性』においてはつぎのようにいわれる。「私の考えでは、なにごともそれ自身から開始されるのではなく、それ自身によらずに他のなんらかの直接的な作用者（作用因）agent の作用 action から開始される。また、人間はまずなにかに対する欲求あるいは意志をもつが……、このばあい彼の意志の原因は意志それ自身ではなく、彼自身が左右できない他のなにかである。したがって、意志は有意的行為の必然的原因であるが……、この意志はまた、それが左右できない他のものによって原因づけられる（引き起こされる）のであって、このことには議論の余地がない。ここから判明するように、有意的行為はすべて必然的原因をもち、したがって必然化（余儀なく）される」(LN/p. 274)。

ホップズによれば、有意的行為は高次の自発的作用ではあるが、絶対的自発性をもつのではない。これに対して、プラムホールは『真の自由の擁護』において、人間の行為を規定する原因を必然的原因と「自由な原因」とに区別し、意志は後者の原因であり、絶対的自発性をもつと主張する。「いかなるものも原因なしには開始されえない、すなわち、存在し始めえないというのは正しい。しかし、それは他のいかなる原因もなしに、自分自身から作用し始めることができる。いかなるものも原因なしには開始しえないが、多くの事柄は必然的原因なしに開始しうるし、開始する。必然的原因は、始まるはずのときに外的に決定されるが、他方で、自由な原因是、いつ活動を開始しようと意志するかを選択できる」¹⁸⁾。意志は「自由な原因」として、「いつ活動を開始しようと意志するかを選択できる」とプラムホールはいう。このような見解はスコラ哲学の伝統に従ったものであり、カントにおける「自由の原因性」の思想につながるものである。しかし、このように意志を実体化して、そこに絶対的自発性を認めることをホップズは厳しく斥ける。

2 選択と決意の被決定性

ホップズは世界の運動について機械論的決定説の立場をとり、これを人間の意識や行為にも適用する。それによれば、人間は自然の一部であり、その心身の作用は自然法則によって機械的に決定される。このメカニズムは、自然学的著作である『物体論』において詳細に解明される。『リヴァイアサン』においてはその概略が示されている。

人間の作用は認識（感覚→思考）と行為（情念→有意的運動）に大別される¹⁹⁾。まず、認識についていえば、思考の源泉は感覚にあり、感覚はつぎのように生じる。外的対象が感覚器官を圧迫し、それが内部に伝わり、抵抗を生む。この抵抗が外部へ向かうとき「形動（努力）endeavour」となり、それが作り出す「影像 fancy」が感覚となる。対象の運動が終了したあとも残存する感覚は「心像 imagination」と呼ばれる（Lv. I. i/p. 4/（一）48頁）。過去の出来事についての心像は「記憶」であり、記憶の蓄積は「経験」である。そして、さらに、影像の継続から思考の系列が生じる（I. li/p. 12/（一）58頁）。したがって、全体をみれば、思考は、対象が人間の器官に作用して生み出すものであり、対象の「表現 representation」あるいは「現象 appearance」である（I. i/p. 1/（一）43頁）。

つぎに、人間の行為についていえば、その有意的運動の始点となるのは「情念 passion」であるが、情念も外的対象に対する傾動の反作用から生じる。ただし、このばあいの傾動の反作用は感覚のばあいとは異なって、外部へ向かうのではなく、内部へ向かう。このことについて『物体論』においてつぎのようにいわれる。「映像 fantasma が、外部へ向かう傾動のために外部に現存するようにみえるが、それと同様に、感覚においては快楽と苦痛……は、内部へ向かう器官の傾動のせいで内部に存在するようにみえる」（Cp. IV. xxv. 12/OL. 1. p. 331）²⁰⁾。

しかし、情念（具体的には快楽と苦痛、欲求と嫌忌）はその対象、およびそれについての心像によって引き起こされるのであり、けっきょくは感覚の対象と同一の対象によって引き起こされる。『人間論』においてはつぎのようにいわれる。「欲求および嫌忌、愉快と不愉快のような感覚の原因になるのは、感覚と同一の対象である」（Hm. XI. 2/OL. 2. p. 95）。有意的行為はこのように欲求から出発するとともに、さらに思考をともなう。行為における対象についての意識および行為の目的は思考によってもたらされる。有意的行為は、「〈どこへ〉、〈いかにして〉、および〈なにについて〉の先行の思考につねに依存する」（Lv. I. vi/p. 39/（一）97頁）。行為の実現のみとおし、判断はとくに思考の形態としての「慎慮 prudence」によってもたらされる（Lv. I. iii/p. 14/（一）62頁）。

このようにして、有意的行為は、それに先立つ原因によって規定されるのである。「意志は、それが意のままにすることができない他の事物によって原因づけられる。」「有意的

行為はすべて必然的原因をもち、必然化される」(LNC/p. 274)。「欲求する者においては、欲求の完全な原因が先行していた。そして、その結果、当の欲求作用は……生じざるをえなかつた。すなわち、それは必然的に生じた。したがつて、必然性から自由であるような自由は人間の意志にも動物の意志にもふさわしくない」(Cp. IV. xxv. 13/OL. 1. p. 333)。

ホップズは行為における選択の自由を認めるが、この選択も一定の原因をもっており、必然性とは対立しないとみなす。「選択と必然性は相互に結合している」(LN/p. 243)。人間は「自由で有意的な行為者」であるが、このことは、「そのばあい彼の選択が必然化されていないこと、彼が先行の必然的原因によって選択するよう決定されていないこと」を意味しない(p. 241)。「おそらく世界の美〔調和〕によって要求されるかもしれないが、何人かの行為者は熟慮せずに行為し……、また何人かの行為者は熟慮して行為し……、さらに何人かの行為者は行為するが、その理由をわれわれは知らない。しかし、このことは、このような選択を行なう者が、先行の原因によって一方を選択するよう必然的に決定されていることを妨げるものではない」(p. 259)。

しかし、選択の必然的に決定されているという主張に対してはつぎのような疑問が生じる。人間が一方を選択せざるをえず、他方を選択する余地がないとすれば、選択について語る必要はないのではないか。この疑問を解消する1つの方途は、行為者が選択のさいに決定される原因に無知であるため、自由であると思い込むと説明することである。次節でみるように、ホップズは、自由の観念は必然的原因について無知から生じると主張する。これは硬い決定論の立場である。

他の方途は、必然的決定をより緩やかに理解することである。すなわち、選択の余地はあり、いずれを選択するかは厳密に決定されているのではないが、選択の前提や条件は決定されているので、いずれをも無差別に選択できるわけではないと考えることも可能である。このばあいは選択の自由は相対的、比較的な意味での自由として認められることになる。ホップズはつぎのような例を挙げている。「人が空腹なばあいに、食べるか食べないかは彼の選択に委ねられている。ここに彼の自由がある。しかし、空腹であるかないかは……彼の選択に委ねられてはいない」(LNC/p. 34)。この例で語られているのは、食べるか食べないかの選択は、空腹であることを前提にしており(満腹のばあいは食べるという選択はありえない)，空腹であるかどうかについて選択の余地はなく、決定されているということである。すなわち、選択の前提条件が決定されているが、選択そのものは決定されていないということである。

ホップズは硬い決定論と柔らかい決定論のいずれを採用しているかは必ずしも明らかではない。いずれにせよ、彼が強調したいのはつぎのことであろう。意志は、熟慮の結果生

じる最後の欲求である。選択は熟慮に基く。欲求はその対象によって決定され、また熟慮もその対象（欲求の対象および欲求の充足の外的条件）によって決定される。このように、選択は根本的には対象および外的条件によって決定される。

3 原因の無知と自由

ホップズは機械論的決定説を採用するが、このことの特徴は、偶然性の存在を否定することのなかに示される。彼によれば、自然の出来事は因果連鎖におかれ、必然的に決定されている。事物の運動一般における「偶然性 contingency」という観念は、その必然的原因に無知であるために生じる。『自由と必然性』においてはつぎのようにいわれる。「偶然性」ということで意味されているのは、いかなる原因ももたないようなものではなく、われわれが知覚するものを原因としないようなものである」(LN/p. 259)。ホップズは偶然性の実在を否定したうえで、原因の無知から偶然の観念が生じるとみなす。必然的原因が認識されれば、偶然の観念は廃棄されることになるであろう。

ホップズは、人間の行為における自由も偶然性と同様の性格をもつとみなす。行為の原因が知られないばあい、あたかも自分のみによって自由に行きが開始されるかのような観念が生まれる。「われわれが、われわれを動かす力に目を向けず、それに気づかないばあいには、われわれは、……行為を生じさせるのは原因ではなく、自由であると考える」(LN/p. 265)。それでは、選択の自由も、選択を決定する原因についての無知から生じる思い込みにすぎないのであろうか。この原因が意識されれば、選択の自由もはや存在しなくなるのであろうか。この問題についてホップズは直接に説明していない。

のちにスピノザは形而上学的、汎神論的な決定説の立場から偶然性の存在と人間の自由を否定した。人間の意志と行為は他の原因によって決定されているが、この原因に無知であるため、人間が意志と行為において自由であるという誤った観念が生じるというのである（『エチカ』第1部、定理32、第2部定理35注解）。スピノザの決定説は思想史上最も硬いものであるが、ホップズもこれと同様の立場に立つのであろうか。

4 必然性と自由の両立可能性

ホップズによれば、これまでみてきたように、選択も決意も先行の原因によって基本的に決定されているが、行為が選択と意志に基いて実行される点で自由である。したがって、必然性（被決定）と自由（行為の実現）とは矛盾せず、両立する (Lv. II. xxi/p. 197/(二) 89頁)²²⁾。

スコラ哲学の主流においては、「必然性からの自由」と「強制からの自由」が区別され、

選択や意志は後者の自由をもつが、前者の自由はもたないとみされてきた。これに対して、プラムホールは、選択は必然性（決定）とも強制とも対立するとみなす。「自由の本来の作用は選択である。そして、選択は強制と対立するだけでなく、……あることへの決定とも対立する」²³⁾。彼は必然性（決定）と強制とのあいだに根本的相違を認めない。これに対して、ホップズは両者の相違を認めながら、選択に基づく自由な行為は必然性と両立するだけでなく、強制と両立するばあいがあるとみなす。

まず、ホップズは「必然化 *necessitation*」と「強制 *compulsion*」を区別する。強制は、恐怖によって行為を行なわせることである。「自由を強制からの自由と必然化からの自由とに区分することを私は承認する。というのは、強制からの自由は、恐怖 *terror* が、なにかを行なおうとする者の意志の原因ではないというばあいのように、それを行なうことであるからである。すなわち、人が強制されているといわれるのは、彼が恐怖のせいで、そのように意志させられるばあいのみである」(LN/p. 261)。

強制は、恐怖を原因とする必然化の特殊な形態である。無意的行為も有意的行為も必然性に従うが、強制は有意的行為に対してのみ生じ、無意的行為に対しては生じない。ホップズは動物にも有意的行為を認め、つぎのようにいいう。「私の理解では、強制は、正しくは生きた被造物のみに用いられる。このような創造物は彼ら自身の心的運動[有意的行為]によってのみ動かされるのであり、そのため、恐怖なしには動かされようとしていることになる」(LNC/p. 262)。このことの理由はつぎのようなものと思われる。すなわち、意志や行為が強制されるのは恐怖を原因とするからであるが、そのばあい恐怖が意識されていなければならない。無意的行為のばあいは恐怖は意識されないから、それがその原因となることはない。必然化にかんしては、有意的行為においてもその必然的原因が意識されるとはかぎらないが、強制のばあいは必ずその原因についての意識（すなわち恐怖）をともなう。

ところで、ホップズによれば、恐怖のもとにおいても選択の余地はあり、行為は自由でありうる。恐怖が意志と行為の原因となるかどうかは行為者の選択に依存する。「恐怖のためになにかを行なう者は、彼はそうするよう強制されたとまさに述べるが、彼はそのことを行なうか行なわないかの選択をしたのであり、したがって、彼は有意的で自由な行為者であった」(LNC/p. 260)。

行為者はさまざま動機のあいだで選択を行なうのであり、恐怖もこれらの動機の一つである。行為者は同じ状況において別の行為を選択することも可能であるが、恐怖と危惧のためにあえて進んでこのような行為を選択するのである。さきに挙げた例を用いれば、難破のさいに自分を救うために財産を海中に捨てること、自分の生命を守るために敵に服従

することも選択に基づく。「恐怖と自由とは両立する。というのは、船が沈むという恐怖から人が自分の財貨を海中に投棄するばあいに、彼はそれにもかかわらずこのことをまったく進んで（自発的に） *willingly* おこなうのであり、もし彼が、そうすることを拒否しようとすれば、そうできるからである」（Lv. II. xxi/p. 197/（二） 87 頁, cf. LN/p. 261）。「人が例えれば、敵に服従するか、それとも死ぬかを強制されるばあいでも、彼にはなお選択の余地、いざれが最も耐えうるかを考える点で、熟慮の余地が残されている」（LN/p. 264）。

ホップズはつぎのような例も挙げている。「強制がなく、悪い行為への強力な誘惑があり、それが、この行為を思いとどまらせる動機を上回っているばあい、それは必然的に彼にそういう行なうよう決定する。しかし、あるときは、それを行なう動機を、あるときは〔それを〕差し控える動機が彼に作用しているあいだ、彼は熟慮するのであり、その結果、なにを意志するかを選択する」（LN/p. 265）。ここでは動機のあいだの優劣と選択が問題になっていて。恐怖のもとで熟慮と選択の結果としてある行為を決意するに至るばあい、恐怖という情念が他の情念にまさって欲求（あるいは嫌忌）を原因づける。恐怖は一方的に行行為を決定するのではなく、動機づけの1つの条件となるにすぎない。このような理解においてはやはり選択の自由が（相対的、比較的の意味で）認められているといえよう²⁴⁾。

第4章 行為の自由

1 行為の実行の自由

これまでみたように、ホップズは自由を、「欲求あるいは意志に従って行為する」ことに見出す（この自由を〈自由I〉と呼ぼう）。この自由は広義に理解すれば、行為の実行の自由を含むであろうが、すでにみたように（第2章の2）、ホップズ自身の当該の文脈においては、「熟慮によって終結する」とされており、行為以前の段階に属す。それは厳密には、意志に従って〈行為しようとする〉自由、決意の自由、有意性の自由というべきであろう。

ところで、ホップズは行為の実行における自由を重視する。行為の実行は力の行使（とくに身体の運動）をともなう。ホップズはこのことを踏まえて、『リヴァイアサン』第14章の冒頭において自由をつぎのようにも定義している。「〈自然の権利〉は、……各人が自分の自然すなわち自分自身の生命を保存するために、自分で意志するとおりに自分自身の力を用いるという、各人がもつ自由である」（Lv. I. xiv/p. 116/（一） 216 頁）。「障害によつて妨げられないこと以外の自由について語る」ことは「背理である」（I. v. /p. 32/（一） 88 頁）。行為の実行における自由は自由の積極的側面を表現している。『自由、必然性、偶然

性』においてはつぎのようにいわれる。「実行する exercise という自由……は、行ないあるいは行なわないという自由である」(LNC/p. 250)。「意志に従って力を行使する自由」、意志に従って〈行為を実行する〉自由を〈自由Ⅱ〉と呼ぶことにする。

さらにホップズは自由を「外的障害の不在」とも定義する(これを〈自由Ⅲ〉と呼ぼう)。『リヴァイアサン』第14章のつぎの主張は有名である。「自由は、その語が本来意味するところによれば、外的障害が不在であることと理解される」(Lv. I. xiv/p. 116/(一) 216頁)。外的障害は行為の以前の段階(熟慮、選択、決意)においては問題にならず、行為が実行に移される段階においてはじめて問題となる。

『リヴァイアサン』第14章においては、〈自由Ⅱ〉(意志に従って力を行使する自由)に続けて、〈自由Ⅲ〉(外的障害がないこと)が示され、さらに〈自由Ⅰ〉(「意志に基づいて行為する自由」)に言及されている。しかし、それらのあいだの相互連関は示されていない。

2 外的障害の不在が行為の自由の条件である

行為の実行のさいに重要なのは、力の行使が外的要因によって妨げられないことである。この意味で自由は、「外的な障害 impediment が不在であること absence」であると定義される。ここで、この定義は、「この語の本来の意味によれば」といわれていることに注意しなければならない。〈自由 liberty〉という英語の日常的用法では、それは無生物にも用いられる。物体が抵抗なしに落下するばあい、「自由」であるといわれる(物理学における「自由落下」)。しかし、外的障害の不在という消極的自由を孤立的に理解し、絶対化すべきではない。それは力の行使による行為の実行という積極的自由との関連で理解されなければならない。外的障害が意味をもつのは行為の実行に対してである。

ところで、ホップズによれば、外的障害は力の行使を完全に奪うわけではない。外的障害は、特定の力を行使することを妨害するが、人間はその他の力を行使して、行為を実行することもできる。「外的障害は、人間が、自分の意欲することを行なう力を奪うが、彼が自分に残された力を、自分の判断と理性が指示するとおりに用いることを妨げることはできない」(Lv. I. xiv/p. 116/(一) 216頁)。この点でも、力の行使としての行為の実行の自由は、外的障害の不在という自由よりも根本的である。

ホップズは、自由に対立する障害を外的障害に限定している。「自由と必然性について」においてはつぎのようにいわれる。「自由は、行為者の本性や内的性質のなかには含まれないような行為の障害がすべて不在であることである」(LN/p. 273)。行為が外的要因によって妨害されることとは不自由であるが、それが内的要因(行為者の心理的状態、能力の欠如)によって実行不可能とされることとは不自由ではない。例えば、体がなにによって縛

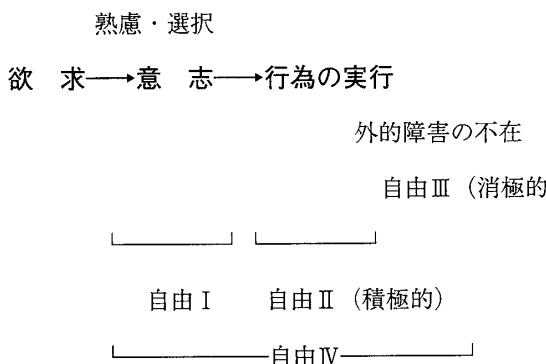
られているために歩くことができないばあいは、不自由であるが、足に障害があるため歩くことができないばあいは、不自由とはいえない（LNC/p. 274）。

3 自由の諸側面

〈自由Ⅰ〉（意志に従って行為しようとする自由、決意の自由）、〈自由Ⅱ〉（力の行使の自由、行為の実行の自由、積極的自由）、〈自由Ⅲ〉（妨害されないという消極的自由）の相互連関を理解するうえで重要なのは、『リヴァイアサン』第21章における自由のつぎのような定義である。「自由な人は、その語の意味するところによれば……、自分の力（強さ）と知恵によって自分が行なうことができる事柄のなかで、彼が行なおうと意志することを行なうことを妨害されないような人である」（Lv. II. xxi/p. 196/（二）87頁）。この自由を〈自由Ⅳ〉と呼ぼう。〈自由Ⅳ〉は〈自由Ⅰ〉、〈自由Ⅱ〉、〈自由Ⅲ〉を統合し、行為の全段階に及ぶ自由の最も包括的な定義であるといえる。

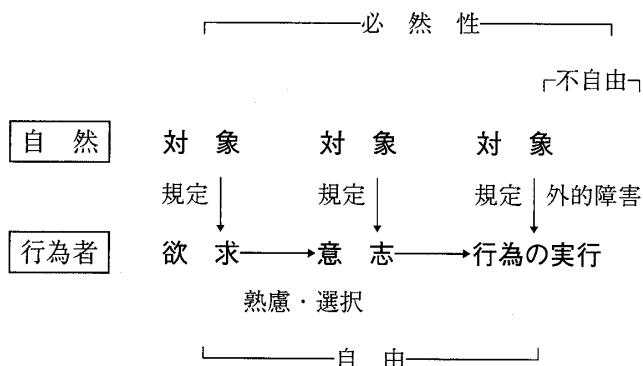
自由についての以上の見解を整理すれば、自由には主観的な面と客観的な面、積極的な面と消極的な面があるといえる。意志が選択し、決意することは自由の主観的要素をなす。〈自由Ⅰ〉は主にこの主観的自由に関わる。自由の客観的、現実的あり方は、意志に基づき、力が行使されて、行為がじっさいに実行されることにある。これは〈自由Ⅲ〉に関わる。ところで、〈自由Ⅲ〉は自由の積極的あり方でもあるが、これは、行為が外的に妨害されないという消極的自由、すなわち〈自由Ⅱ〉を条件にする。

まとめていえば、自由は、意志の選択と決意に基づく行為（有意的行為）が外的障害によって妨害されずに、実行されることにある。これを表現しているのが〈自由Ⅳ〉である。このことをつぎのように図示できる。



意志による選択と決意はそれに先行する他の原因、すなわち欲求とその対象としての外界によって規定されるのである、必然的である。また、行為の実行は外的条件と主体内部

の状態（身体的および心的な力）によって制約されるのであり、これらも、意志から独立必然性に従う。意志と、それに基づく行為とが必然性に従うことそれ自体は自由と対立しない。また、恐怖を原因とする強制も自由とは必ずしも対立しない。有意的行為が外的要因によって妨害されるばあいにのみ、それは自由に反するものとなる。以上を図式化すれば、つぎのようになる。



第5章 有意的行為の規範性

1 有意的行為と処罰

自由と必然性の関係にかんする議論のなかで、行為が必然性によって決定されているばあい、この行為は処罰の対象になるのか（行為者はこの行為に罪や責任があるのか）どうかがしばしば問題にされてきた。決定説によればこのばあいの行為は処罰されえないことになるという批判が、自由意志説のがわから出してきた。注目すべきことに、この問題についてホップズは、必然的原因にかかわらず、意志に基づいておこなわれる行為のみが処罰の対象になると述べる。

『自由と必然性』および『自由、必然性および偶然性』においてつぎのようにいわれる。「罪の本性は、おこなわれた行為がわれわれの意志から生じ、かつ法律に反するという点にある。法律に反しておこなわれた行為が罪があるかどうかを判定するさいに裁判官は、行為者の意志以外のいかなる行為の動機にも目を向けない」(LN/p. 260)。「認められるべきことは、行為を不当（不正）とするのは必然性ではなく、法を破る意志であるということである。というのは、法が考慮するのは意志であって、行為の他の先行的原因ではないからである。」「いかなる必然的原因が行為に先行していても、この行為が〔法によって〕禁止されているならば、この行為を進んで（自発的に） willingly 行なうものは、処罰されても

正当（当然）であると、私はいう」（p. 252f.）。

行為がいかなる先行の必然的原因によって決定されていても、それが意志に基くばあいにのみ、その罪を問われるというのである。さらに、意志作用についても、それに先行する必然的原因を度外視し、行為が意志作用から出発するということのみが、行為の罪を問うための条件であるとさえいわれる。「裁判官はもろもろの有意的犯罪を裁かなければならぬが、彼は、これらの犯罪を有意的とする隠れた諸原因を究明する任務を少しももたない」（LNC/p. 235）。ここではホップズは意志作用以前の段階（先行の原因による決定）と意志作用の段階とを明確に区別し、後者のみを処罰の根拠にする。それでは、彼は、先行の原因による決定とは独立に行行為を開始する自由を意志作用に認めるのであろうか。そうであれば、行為決定説を変更、修正しなければならないことになるであろう。

「自由が除去されれば、罪の本性、それを形成する理由も除去される」という見解にホップズはつぎのように反論する。行為が先行の必然的原因によって決定されることと、行為が意志に基き、意志によって開始されることとは両立する。「さて、行為が必然的であったと私がいえばあい、行為が行為者の意志に反しておこなわれたというのではなく、行為が意志をともない、かつ必然的におこなわれたといっているのである。なぜなら、人間のいかなる意志作用も、目的も……必然的原因をもち、したがってすべての有意的行為は必然化されるからである」（LN/260）。したがって、必然性を自由と対立させたうえで、自由が否定されれば、罪も否定されるとみなすことは正しくない。

この説明においてはホップズは自説を確認しているにすぎない。新しいことはせいぜい、行為に罪が問われるのは、行為がたんに必然的原因によって決定される（すべての行為はそうである）だけでなく、それがさらに同時に意志の作用によって開始されるばあいであるということにすぎない。このような主張は、意志に基く行為のみに罪が問われるのではなくかという肝心の問題についての回答にはなっていないと思われる。

2 処罰の意味

ホップズは処罰の基本的な意味を、法に反する行為を改めさせ、その再発を防止することに求める。このばあいに意志や選択の役割が重要になる。彼はまずつぎのようにいいう。「処罰は、公的権威によって法の侵犯と判定される行為あるいは差し控えを行なった者に対して加えられる害であり、それによって、人々の意志がよりよく〔法への〕服従へ向かうようにならせる」（Lv. II. xxiii/p. 297/（二）225頁）。ある不法な行為を処罰することが必要なのは、すでに行なわれた過去の行為を痛い目に合わせる（復讐の）ためではなく、同様な行為が将来繰りかえされない（再犯の防止の）ためである。「法の意図は、過去のこと、

行なわれなかつたとはされないことのために、犯罪者を痛い目に合わせることにあるのではなく、法がなければ正しくなろうとしないこの者あるいは他人間を正しくすることにある。また、法は過去の悪い行為を考慮するのではなく、きたるべき善いことを考慮する」(LN/p. 253)。すでに生じた悪い行為を処罰することは、将来善いことを行為の動機とするために必要である。処罰は、将来の行為のために選択するよう意志に対して働きかけることによってこのような効力を發揮できるのであって、意志に基づかない行為に対しては効力をもたない。

ところで、ホップズは行為が処罰に値する条件として、この行為が選択や意志に基づくことのほかに、この行為が社会あるいは他人にとって有害であることがつけ加える。「ひとびとが〔死刑によって〕殺されても当然であるのは、彼らの行為が余儀なく（必然化された）ものではないからではなく、それらが有害であるからである」(ibid.)。

ホップズによれば、法は、各人の生命や財産の保持、自己保存のために必要であり、法に違反した行為はけっきょく自己保存を損なうのであるから、このような行為が処罰されるのは社会や他人のためだけでなく、自分のためでもある。人びとは処罰をつうじて、法を守るよう意志を形成させられる。「人々が彼らの盗みのせいで……処罰されなければならないのは、彼らの盗みが〔たんに〕選択から生じるからではなく、それが〔社会にとつても〕有害であり、また彼ら自身の保存に背反するからである。処罰は他人の保存を導くのであって、有意的侵害をおこなう者を処罰するためのものであるかぎり、彼がもつことを意欲するような意志を形成する」(ibid.)。ここでは、行為とその処罰が功利主義的に理解されている。

3 行為の罪と意志の自由

ホップズによれば、行為がたんに必然的原因によって決定されてでなく、かつ意志についておこなわれるばあいに、その罪が問われる。また、犯罪の処罰はその再犯を防止するために、意志に働きかけることをめざす。しかし、罪を犯そうとする意志が先行の原因によって決定されているとすれば、この原因が変化させられないかぎり、意志は法に従うように変化させられることになり、処罰が意志に働きかけることは無意味になるであろう。ホップズは、行為の処罰のばあいには、意志作用と先行の原因とのあいだに明確に段差を設けている。意志が先行の原因による決定とは無関係に、作用を開始することは自由ではないであろうか。意志作用が自由であるため、意志に基く行為に罪が問われるのではないであろうか。

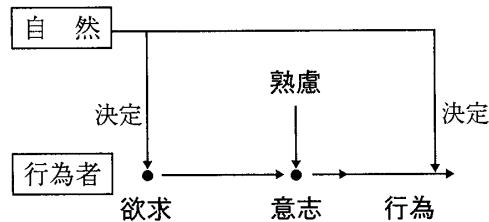
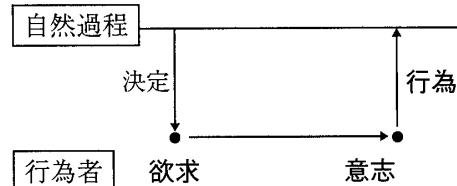
ホップズもつぎのようにいえばあい、このことを暗黙に認めているように思われる。

「犯罪者は、自分が意志したとすれば、法を守るという自由をもっていた」(LNC/p. 236)。ここではホップズは意志作用の自由にではなく、行為の自由について語っているつもりかもしれない。しかし、罪の有無にかんして問題になるのは、〈行為を開始する〉という意志作用の自由であって、意志に基いて〈行為を実行する〉という自由ではない。たとえ、行為が実行されなかつたばあいでも、行為が意志されれば、それにたいするなんらかの罪は問われるであろう。

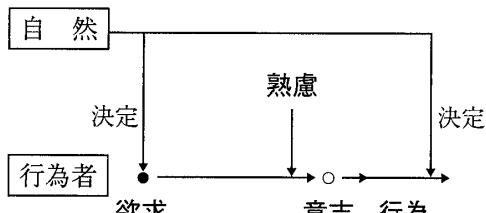
ホップズは、行為を開始するという意志作用に事実上、相対的、比較的な意味での自由を認めているように思われる（第2章の5）。「人間が有意的におこなう行為」は「彼らの意志から生じるのであるから、自由から生じる」(Lv. II. xxi. /p. 197/(二) 88頁)。ホップズが明確に否定する意志の自由は、「意志することを意志する」、「意志が自分自身を自由に決定する」（〈意志することを意志する〉）という実体化された意志の自由である。さきの例では、「犯罪者が、法を守るという意志をもつという自由をもつ」ことは不条理であると批判されるのである (ibid.)。

第1、2章でみたように、ホップズは行為決定説の立場をとっていた。ただし、彼は、意志を熟慮をへた欲求とみなし（第1章の4）、選択の自由を認める（第2章の3）。彼の立場は意志の自由を比較的、相対的意味で認める点で、決定説を緩和するが、有意的行為が全体として自然過程に編入され、自然的必然性によって支配されるという点では決定説を堅持する。しかし、行為の罪の考察において、意志が先行の自然的、生理的原因から独立に作用し、行為を開始するという面が重視される場合には、意志の自由がこれとは別の意味で認められている。このばあいは、意志作用は、先行の原因によって決定されてもたらす結果に規範的意味を付加するのであり、これにたいして罪が問われるのである²⁵⁾。

前者の決定説における行為の原因と結果の関係を図示すれば、 α のようになり、これを簡略化すれば、 α' のようになる。また、後者の、自由な意志作用とその結果を図示すれば、 β のようになり、これを簡略化すれば、 β' のようになる。

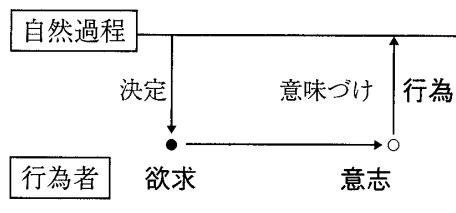
〈図 α 〉〈図 β 〉

〈図γ〉



*○は過程の切断を示す

〈図δ〉



*○は過程の切断を示す

4 行為の自然的因果性と規範的因果性

意志作用が先行の原因によって決定されるにもかかわらず、賞罰のさいには、意志作用が先行の原因から独立に自由におこなわれるとみなされなければならないのはなぜであろうか。賞罰のさいには、人間の意志と行為はたんに自然的対象に対する自然的関係において理解されているのではなく、他の人間や社会に対する規範的関係において理解されているのである。行為における因果関係はたんに自然的、生理的原因と結果との自然的関係としてではなく、動機（意志）と結果のあいだの規範的関係としてとらえ返される。行為における後者の規範的因果性は前者の自然的因果性からの派生ではなく、前者には還元できない。

ホップズはさきにみたように（本章の2）、規範（法律）に従わなければならぬ理由を自己保存との関係で説明している。また、つぎに述べるように（第6章の3）、その理由を処罰（苦痛の1種）の回避に求めようとする。しかし、このことによって、規範的関係が事実的関係から説明されるようになるとはいえないであろう。

ホップズによれば、意志は、熟慮をへた欲求であるが、熟慮は行為の目的、条件、手段に対する判断を含む（第1章の4）。ここでは、判断は認知的、技術的なものである。しかし、行為が規範的関係におかれればあいは、行為の善・悪、正・不正にかんする価値判断が必要になる。この善・悪の価値判断はたんに快楽の実現（あるいは苦痛の回避）にとっての有利（不利）にかんするものではない。行為にたいして罪が問われるのは、それが価値判断に基いて意志されたどうかによってである。意志作用は価値意識、規範意識をともなっている。意志作用はいかなる先行の原因によって決定されているとしても、価値判断に従って行為を開始するという点で自由であるといわなければならない。

ホップズは、動物も有意的運動をおこなうとみなすが、動物のこの運動の結果にたいして罪を問うのであるか。動物は自分にとっての有利・不利にたいしてなんらかの判断をおこなうとしても、本来の意味での価値判断はおこなないので、動物の運動にたいして罪を問うことは不条理であろう。このような価値判断ができない人間（幼児など）について

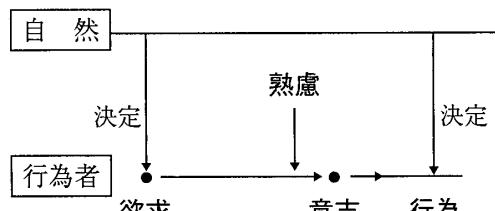
も同様である。

意志作用の自発性と自由は先行の原因によって決定されているという点では相対的、比較的にすぎないが、この原因から独立に、規範意識に従って行為を開始するという点では、その自発性と自由はたんに相対的であるとはいえない。ホップズは、前者の意味での意志の相対的自由を事実上は認めていると思われるが（第2章の5）、後者の意味で意志の自由には言及していない。彼は行為の罪を考察したさいに、先行の原因による決定にかかわらず、行為は意志との関係においてのみ罪を問われるとみなすが、意志と行為結果の規範的関係（規範的因果性）に十分に注意を向けるには至らなかった。規範的因果性との関係で意志の自由を理解することができるのは行為決定説の共通の欠陥である。

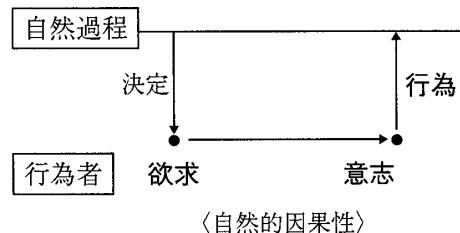
行為は自然的、生理的原因と結果とのあいだの自然的因果関係と、規範意識に媒介された意志と結果のあいだの規範的因果関係をもち、行為にたいして罪や責任が問われるのは後者の因果関係においてである。行為の自然的因果性という観点からさきの図 α と β に手を加えれば、図 α' 、図 β' のようになる。また、行為の規範的因果性という観点からさきの図 δ と γ に手を加えて示せば、図 δ' 、図 γ' のようになる。

〈図 α' 〉

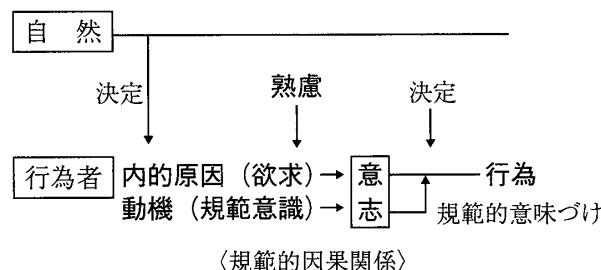
〈自然的因果性〉

〈図 β' 〉

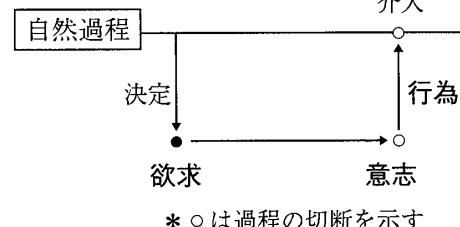
〈自然的因果性〉 編入

〈図 γ' 〉

〈自然的因果関係〉

〈図 δ' 〉

介入



第6章 統合的意志と国家

1 自然的自由と国家における自由

「意志することを、外部から妨害されずに、行なう」という自由は、人間が生来もともともつ自由という意味で、「自然的自由」と呼ばれ (Lv. II. xx/p. 198/(二) 89頁), また、このような自由をもつことは「自然権」であるといわれる (I. xiv/. p. 116/(一) 216頁)。ここでは、自由は行為の自然的対象に対する関係において理解され、社会的条件は度外視されている。ホップズはこのような文脈で「自然的処罰」について語っている。自然の因果連鎖のなかで人間の行為が、予期しない有害な結果を生じさせるばあい、これは行為に対する「自然的処罰」という性格を帯びるというのである。「自然的処罰は自然法則の侵犯の自然的結果であるにちがいない」 (II. xxxi/p. 356/(二) 302頁)。人間の行為が「自然法則を侵犯する」ことは、それが自然法則によってまったく必然的に決定されるのではなく、自由な選択と決意の結果それに逆らう可能性をもつということを意味するであろう。

人間の行為が他の人間の行為との関係で考察されるときには、自由の性格は変化する。各人が自然権を行使し、自然的自由を実現する状態は「自然状態」であるが、この状態は戦争の状態とならざるをえない。各人の自然的自由の実現は他人の自由と衝突し、その結果いかなる人間も自由の実現のさいに他人の妨害を免れることはできない。自然状態は「万人の万人に対する戦争」の状態となる (I. xiii/p. 112/(二) 210頁)。自然的自由はそのままでは自分を否定することになる。

個人の行為の自由はたんに自然との関係においてではなく、他人の行為との関係において具体的な意味をもつ。ホップズも『リヴァイアサン』第14章において行為の自由（積極的自由と消極的自由）を社会的連関において考察する。各人は他人との関係におかれればあいには、他人の自由を妨害しない範囲内に自分の自由を制限しなければならない。求められることは、「すべての事柄に対する〔自然的〕権利を進んで放棄することであり、「他人が彼に対してもつのを彼が許すような程度の自由を彼が他人に対してもつことで満足する」ことである (I. xiv/p. 118/(一) 218頁)。「ある事物に対する人の権利を放棄することは、他人がこの事柄に対する権利を享受するのを妨害するような自由を放棄することである」 (ibid.)。各人は無制限な自然権を放棄することによってむしろ、他人から妨害されずに自己を保存するという「本源的権利」を確保するのである (I. iiiv/p. 118/(一) 219頁)。ここでは、妨害の除去という消極的自由が社会的文脈で重視されている。

他人のために自分の自然的自由を制限することは他人とのあいだで相互的に行なわれなければならない。「人は、他人たちもまたそうであるばあいには……、すべての事柄に対

する権利を進んで放棄すべきである。」「しかし、他人たちが彼らの権利を彼と同様に放棄しようとしたならば、だれにとっても自分の権利を捨てる理由はない」(I. xiv/p. 118/(一) /218 頁)。

2 統合的意志の形成

諸個人が自然的自由を相互に制限することは、彼らがいずれも法に従うことによって可能となる。法は、各人が自然権を相互に譲渡することによって制定される。権利の相互譲渡は「契約 contract」、「信約 covenant」であって、それは有意的行為、「意志の作用」に基く (I. xiv/p. 126/(一) 228 頁)。ここでは、熟慮をへた有意的行為が社会的文脈で重要な。ホップズがもともと有意的行為と熟慮との関係に注目するようになった機縁は、初期の『市民論』において、国家を契約に基くものとして説明することにある。「契約（協定）pacta は、熟慮のもとにある行為によってのみ作られる。というのは、契約する者の意志なしにはいかなる契約も作られないからである。ところで、意志は、熟慮する契約者の最後の作用である」(Cv. II. xiv. /p. 103)²⁶⁾。これに対応して『リヴァイアサン』においてもつぎのようにいわれる。「信約 convenient は意志の作用であり、熟慮における作用、すなわち最後の作用というべきである」(Lv. I. xiv/p. 126/(一) 228 頁)。

法の効力は国家（コモンウェルス）の権力によって保証される。共同の権力は諸個人の意志によってつぎのようにして確立される。「共同の権力を確立するための唯一の道は、……彼らのすべての権力と力を一人の人間あるいは人々の集合体に与えることである。このことによって、多数意見によって彼らのすべての意志が一つの意志とされる」(II. xvii/p. 156/(二) 33 頁)。自然状態においては各人の意志はバラバラなものであったが、国家（コモンウェルス）においてはそれらは「一つの意志」（それを〈国家意志〉と呼ぶことにしたい）へ統合される。このような国家意志は、諸個人の意志のたんなる総和ではない。「このことは、同意や合意以上のものであり、唯一無二の人格において彼ら全員を真に統合（統一）することである」。

ホップズは個人意志と国家意志との一体性を強調する。国家に服従することは、自分の意志に従うことと同一である。「コモンウェルス」は「一つの人格であり、その諸行為についてでは、大多数者は他人との相互の信約によって、彼自身をいずれも [これらの行為の] 当人とした」。「それぞれの臣民は、主権者がおこなうあらゆる行為の當人である」(II. xxi/p. 200/(二) 90 頁) このことから個人の国家への絶対的服従の必然性が説明される。諸個人相互の契約（信約）によって国家が設立され、国家（国家意志の体現者としての主権者）に対して彼らの権利は一方的に委譲される。諸個人と主権者とのあいだには契約は

なく、統治と服従の関係は一方的である。

ただし、諸個人は彼らの権利を国家に対してすべて委譲するのではない。国家は、各人が他人の自己保存と有意的行為の自由を妨害せず、このことによって自分の自己保存と有意的行為の自由が他人から妨害されないための条件である。「國家の設立のさいの人々の究極の原因、目的あるいは意図は彼らの自己保存についての、またそれによる最も満足な生活についての洞察である」(I. xvii/p. 153/(一) 27 頁)。したがって、国家に対して委譲されず、留保される権利と自由が存在する。「いかなる臣民も、信約によって委譲されないような権利の対象である事柄において自由をもつ」(II. xxi/p. 204/(二) 95 頁以下)。

委譲されえない権利や自由として、生命の保存の権利（生命を侵害されない権利）、身体の保護の権利（傷害、拘束、投獄を受けない権利）が挙げられる (I. xiv/p. 120/(一) 221 頁, xxi/p. 204/(二) 95 頁)。さらに、法によって規制されていない事柄については、諸個人は任意に行為してよい。「人間のすべての言動を規制するために規則を十全に定めているようなコモウェルスはこの世には存在しないことを考慮すれば、法が容認（默認）するあらゆる種類の行為について、人々は、自分にとって最も有利であると理性が提案することをおこなう自由をもつ」(I. xxi/p. 112/(二) 89 頁)。このような自由には、商取引、居住、職業選択、子どもの教育にかんする自由が属する (I. xxi/p. 112/(二) 90 頁)。

3 恐怖の回避と国家の設立

ホップズによれば、自然状態から国家への移行のさいに、「恐怖を回避」という動機を重視する。恐怖は二つの次元で意味を持つ。第1に、自然状態は「万人の万人に対する戦争」の状態であり、そこには「継続的な恐怖と死の危険」がある (I. xiii/p. 113/(一) 211 頁)。このような恐怖から脱却するため、国家へ移行する。「人々を平和へ向かわせる情念は、死に対する恐怖であり、快適な生活に必要なものにたいする欲望であり、それらを彼らの勤労によって獲得する希望である」(I. iii/p. 116/(一) 214 頁)。第2に、国家は、各人が他人の自由を妨害しないように強制するが、この強制は、違法な行為の処罰という形態をとる。各人は処罰の恐怖から国家と法に服従する。国家は「彼ら人々の信約を履行するよう、処罰に対する恐怖をつうじて彼らを拘束する」(II. xvii/p. 153/(二) 27 頁)。「一般の人びとがコモンウェルスにおいて法に対する恐怖からおこなうすべての行為は、行為者が回避する自由をもつ行為である」(II. xii/p. 197/(二) 88 頁)。

国家の設立および国家への服従という二つの段階において、恐怖（他人からの攻撃の恐怖と処罰の恐怖）の回避を動機とする行為があるが、この行為はいずれも意志に基づくものである。恐怖に迫られた行為も意志に基く以上は、自由とは対立しない。恐怖という強

制が自由と両立可能であること（第3章の3）がここでも示される。

ホップズは、自然状態における死（他人からの生命への攻撃）の恐怖の回避、処罰の恐怖の回避はいずれも自然的、心理的必然性に従うとみなす。このようにして、彼は自然決定説の立場から自然状態から国家への移行を自然過程の延長上に位置づけ、自然科学、人間論（生理学、心理学）、国家論を一元的に統一しようとする。

第7章 人間の意志と神学的決定説

1 人間の意志と神の意志

ホップズの自然科学的決定説は神学的決定説とも結合しており、自然科学的決定説に基く國家論も神学的議論と連関している。『リヴァイアサン』も全体をつうじてこのような構想に従い、人間論（第1部）、国家論（第2部）、宗教論（第3、4部）を統一的に説明しようとする。その全体を貫くモチーフの1つは〈人間の意志〉である。ホップズは、国家が諸個人の意志（同意）に基いて設立されることを明らかにしながらも、彼らの意志の被決定性を強調する。

まず、自然科学的決定説と神学的決定説との関連についてはつぎのように説明される。世界における出来事は、必然的原因をもつが、この原因是先行する原因の結果であり、原因と結果は無限の連鎖をなす。この連鎖を断ち切るのは、第一原因である。ホップズは、神をこのような第一原因とみなす。「彼〔人間〕がある結果を見て、そこからつぎの直接の原因を推理し、またそこからさらにこの原因の原因を推理し、諸原因の追求に深く没入する者はついに、一つの第一起動者が存在するちがいないという結論に到達するであろう。それはすなわちすべての事柄の最初のかつ永遠の原因であり、人々が神という名で表すものである」（Lv. I. xii/p. 96（一）178頁）。ここで神は、「自然科学」の立場からみられたものであり、「自然の理性」によって推理されるものである（II. xxxi/p. 345（二）286頁）。神のこのような理解は本来の宗教的、神学的なものではない。

人間の行為についても同様であり、人間の意志作用の第一原因は神にあり、神によって必然的とされる。「人間の意志のあらゆる作用……はなんらかの原因から生じ、この原因是さらに別の原因から生じるのであり、この原因是、必然性から生じる連続的した連鎖のなかで原因づけられる（その最初の環はすべての原因をなす神の手中にある）」「人間は神を原因とする欲求以外には、いかなるものについても対しても情念や欲求をもちえない」（II. xx/p. 198（二）88頁）。すでにみた「自然的処罰」は「神の処罰」といい替えることもできる（II. xxviii/p. 228（二）240頁）。

ところで、ホップズは、「神の意志」についても語っている。「神の意志は万物の必然性を作り出す」(LNC/To the reader)。人間が意志することは、神が意志することであり、神の意志によって必然的に決定される。「したがって、すべての事柄をみてとり、処理する神は、意志することを行うという人間の自由が、神の意志することを行うという必然性を伴なっていることをもみてとる」(II. xx/p. 198/(二) 88頁)。「全能なものとしての神は……われわれのなかで意志のあらゆる作用を働かせる」(LN/p. 9)。

ホップズは自由意志論を批判するさいに、ルターとカルヴァンを引き合いに出している。神が人間の意志の自由を容認するという見解は、「ルター、カルヴァンおよびその他の人間によって指導された改革派協会によって追放された」とホップズは述べている(LNC/p. 1f.)。ルターとカルヴァンの見解の引用は少ないが、ホップズが彼らの神学的決定説の伝統を継承しようとしたことは明らかである²⁷⁾。

2 国家統合的意志と神の意志

ホップズは、理性が見出す自然法を「神の法」ともいい換える(II. xxvi/p. 272/(二) 189頁, II. xxxi/p. 347f. /(二) 290頁)。「自然法と呼ばれる法は……（厳密な意味では）自然〔それ自身〕から生じるような法ではなく、聖書において神から派生するような法である」(Cv. III. 33/p. 121)。このことから、人間が自然法に従うことは神に対する義務でもあるという結論が導出される。それでは、国家（主権者）に対する個人（臣民）の服従の義務も神によって命令されたものであるといえるであろうか。

すでにみたように、ホップズによれば、国家は諸個人のあいだの契約（同意）によって設立されるが、彼らはその自然権を統治者に一方的に委譲するのであり、統治者に服従しなければならない。國家が設立されたあとの段階においては、各人が国家（統治者）の行為を契約違反であるとして、自分の意志を根拠に国家に抵抗することは許されない。個人の意志が神の意志によって決定されているとすれば、国家の統合的意志も神の意志によって支持されたものとなるであろうし、個人が自分の意志によって国家に服従することは、神の意志に従ったものとなり、神に対する義務ともなるであろう。このようにして、国家による支配、国家への臣民の服従は神学的根拠づけをえることになる。

3 国家支配の神学的根拠づけ

ホップズにおいて、自然学的決定説と神学的決定説とがどのような関係にあるか、国家の設立および支配の正当化と神学的考察とどのような関係にあるかをめぐっては、研究者のあいだでさまざまな解釈がある。ホップズ自身は国家支配について神学的正当化を必ず

しも前面に押し出していない。しかし、当時のイギリスにおいては国家への服従と神の意志との関係が重要な論争点となっており、ホップズがこれを強く意識したということは十分に考えられうる。

社会契約説を採用するばあい、統治者が契約に反する行為をおこなうばあいには、臣民はこれに抵抗する権利をもつという理解が生じやすい。そのさいにしばしば神に意志が拠り所とされ、国家に抵抗することは、神のまえでの良心に従つたものとみなされる。ここでは、人間の自由意志が神によって承認されていることが前提にされる。ピューリタンにおいては、社会契約説とは別に、国家への抵抗、国家の改変は神の意志にかなつたものであるという解釈が広まっていた。

しかし、ホップズによれば、個人の自由意志を根拠に国家に対する抵抗を主張するならば、国家は解体につながる。彼は社会契約説を採用しながら、神による人間の自由意志の承認を根拠にして国家に対する抵抗を正当化する主張に対抗するために、国家への服従が神の意志への服従によって正当化されるとみなすよう迫られたと考えられる。

引用について

ホップズの著作の引用は基本的には、モレスワース編の英語著作集（EWと略記）、ラテン語著作集（OLと略記）に基き、巻数を算用数字で示す。それぞれの著作を略号で表記し、その巻（部）、章、節をローマ数字の大文字、小文字、算用数字で示し、その後に所収の上記著作集の巻数を算用数字で示し、頁を挙げる。『リヴァイアサン』については水田洋訳（岩波文庫）の巻数と頁を挙げる（（一）（二）は1992年改訳、（三）は1982年、（四）は1985年）。

- 18) Bramhall: *A Defence of True Liberty*. cf. Hobbes: LNC/p. 404.
- 19) 『法の基礎』においてはつぎのようにいわれる。「心の力については2種、すなわち認識的な cognitive 力……と運動的な motive 力がある」(EL. I. i. 7/OL1. p. 10)。
- 20) 『リヴァイアサン』においてはつぎのように説明される。「感覚の原因は外的物体、すなわち対象であり、それは、それぞれの感覚に固有の器官を圧迫する……。この圧力は神経やその他の筋や身体の薄膜を媒介にして内部に伝わり、頭脳と心臓に至り、そこの抵抗、反対圧力、すなわち自分を解放しようとする心の傾動を生じさせる。この傾動は外部へ向かうので、なにか外的な物質であるようにみえる。そして、この外観すなわち影像が、感覚と呼ばれるものである」(Lv. I. 1/p. 2/(一) 44頁)。
- 21) 『人間論』においてはつぎのようにいわれる。「さらにいえば、愉快と不愉快は感覚とは呼ばれないが、それはつぎの点において感覚と異なるにすぎない。すなわち、外的なものとしての対象についての感覚は、器官によつてもたらされた反作用や抵抗から生じ、したがつて、感覚は、外部へ向かう……傾動に基づく。これに対して、愉快は、対象の作用によつてもたらされる情念に基づくのであり、内部へ向かう傾動である」(Hm. XI. 1/LO. 1. p. 94f.)。『リヴァイアサン』においてはつぎの

ようにいわれる。「感覚においてじっさいにわれわれのなかにあるのは……、外的対象の作用によって引き起こされた運動のみであり、外観において与えられるのは、視覚に対しては光や色、聴覚に対しては音、嗅覚に対しては臭い等であるが、耳や目その他の器官から心へ継続されるばあいに、そこに生じるじっさいの効果は運動すなわち傾動にすぎない。それは、運動する対象に対する欲求あるいは嫌忌である」(Lv. I. vi/p. 42/(一) 102 頁)。

- 22) ホップズは一方で、人間の意志と行為は先行の原因によって決定されていると述べながら、他方で、選択と意志に基く行為は自由であると述べるが、高野清弘氏はつぎのように解釈することによって、ホップズの両者の主張は両立するとみなす。すなわち、意志と行為の被決定性を洞察し、意志の自由を否定するのは「観察者の視点」であるのに対して、「意志の自由」を肯定するのは行為者である(『トーマス・ホップズの政治思想』お茶の水書房、1990年、143頁以下)。意志の被決定と意志の自由を「観察者の視点」と「行為者の視点」に振り分けるというこの見解を川添美央子氏はいつそう展開しようとする(「ホップズにおける意志論」『法学政治学論究』(慶應義塾大学大学院法学研究科、第40号、1999年)。それによれば、観察者は行為後に目を向ける(過去志向)のに対して、行為者にとっては行為前が重要である(未来志向)。また、観察者は行為者の自由の外面に目を向け、これを「外的障害の欠如」と理解する。行為者は意志決定以前の状態を自由なものとみなす(150頁)。しかし、高野氏と川添氏の解釈には、注25でみるような弱点がある。
- 23) Bramhall: *Dicourse of Liberty and Necessity*, in Vere Chappell: *Hobbes and Bramhall on Liberty and Necessity*. P. 9
- 24) ホップズは、恐怖のもとでも選択に余地があり、行為は自由であると述べるが、川添氏はつぎのような問題点を指摘する(前掲論文、155頁)このばあい、「恐怖を相対化する」「主体的な道徳的能力」が前提されていなければならないにもかかわらず、ホップズはこれをおこなわず、意志の自由を認めないと述べる。
- 25) 注2で述べたように、高野氏と川添氏は、意志の被決定と意志の自由とをそれぞれ「観察者の視点」と「行為者の視点」におけるものとして区別し、同一の事柄の2つの側面として振り分ける。しかし、本稿で問題にする行為の規範性と、それに関連する意志の自由意は行為者の視点においてのみ問題になるのではなく、観察者の視点においても問題になる。行為の処罰はむしろ観察者(裁く者)にとって重要な問題となる。川添氏は前掲論文においては、行為の罪は観察者の視点から問題になると解釈するが、その理由は、ホップズによれば、犯罪行為は他人に有害な影響を及ぼすので、その処罰は他人の視点からものということになるといふのである。ここでは、先行の原因にかかわらず意志から出発するという点で行為に罪が問われるという側面が度外視されるため、罰にかんする行為者の視点が抜け落ちている。これに対して、川添氏は、ホップズとブラムホール(ブラモール)の論争を扱った論文においては、次のような注目すべき解釈を示している。行為の「道徳的評価・帰責の根拠」は決定論の立場からではなく、行為者の視点からのみ明らかになることをホップズは認めており、「自由意志論の立場」に立つ(「ホップズとブラモールの論争」『法学政治学論究』第42号、2000年、54、56頁)。
- 26) 出典については、注7参照。
- 27) ローマ・カトリック、スコラ哲学は人間の自由意志を容認するのに対して、ルター、カルヴァンはこれを否定する。イギリス国協会は基本的にはプロテスタンティズムの潮流に続しながら、自由意志を主張するアルメニウスの影響を受けるようになった。ホップズと論争したブラムホールもその代表者である。キリスト教内部において人間の自由意志をめぐってつぎのような問題が出された。すなわち、人間の行為が神によって決定されているとすれば、悪も神の意志によってもたらされる

ことになるが、その他方で神が人間の行為の悪を処罰するというのは不合理ではないかというものであった。神が人間の自由意志を認めているという説によれば、人間は自分の意志の力によって、悪にうちかつよう自分を高めていくことができる。これに対して、ルターは、神に対しては人間の意志は「奴隸的意志」をもつにすぎないとみなし、カルヴァンは、救済される者と、救済されない者とは神によって予め定められていると主張した。ホップズはこの説を継承し、神の恩恵を否定し、神の全能性を強調する「人々に対する統治、思いのままに人々を苦しめる権利は当然、創造者としての神に属するのであり、恵深いものとしての神ではなく、全能力者としての神に属する」（Lv. II. xxxi/p. 286/（二）312頁）。オーヴァーホフ（Jürgen. Overhoff）は『ホップズの意志論 Hobbe's Theory of the Will』（2000年）のなかで、自由意志の否定にかんしてルター、カルヴァンの説とホップズの説と共通性を詳細に検討している。ただし、オーヴァーホフの基本的見解は、ホップズの意志論は根本的には機械論的決定説、科学的唯物論に基づいており、宗教改革者の影響は副次的なにすぎないというものである。

- 28) 梅田百合香氏は近著『ホップズ政治と宗教』（名古屋大学出版会、2005年）において、意志論が人間論、国家論、および宗教論を統一する鍵であるというという観点からホップズの思想全体をとらえ直そうとしている。氏の解釈はつぎのように集約される。「ホップズの社会契約説の基本的性格は、ピューリタン革命という神や良心への義務から生じる国家権力への抵抗を、神に対する義務によって権力への非抵抗へと一八〇度転換させるというものである。このような転換は、新しい人間学（意志論）の構成によって論理的に可能となった。」（184頁。244頁も参照。）「國家の樹立とは、各人が主権者に予定されている人あるいは人々の統治に、自らを『自発的に』服従させることであるから、この服従契約は自発的な、自らの意志に基く行為とされる。自分の意志に従うこととは、究極的には自己の意志を必然化した神の意志に従うことである。したがって、自らの意志による服従契約は、自分の意志を経由して神に対する義務をもつ。こうして服従契約は、自己責任と神への義務によって厳格な拘束力をもつことになる。」（175頁。203、251頁も参照。）しかし、国家が、神の意志によって決定された「必然的意志」に基いて設立されるという点については、ホップズの言葉の引用がない。梅田氏は、ホップズの国家論は神の権威によって基礎づけられるという解釈を支持し、神学的議論を機械論的決定論の補完とみなす見解（最近ではオーヴァーホフ）を批判する。日本では藤原保信氏は後者の立場からつぎのように主張している。「神の権威や聖書の引照はホップズの自然法にとって本質的な契機をもつものではない」（『近代政治哲学の形成』197頁）。氏はホップズのつぎのような主張に注目する。「私が示そうとしたは……政治的主権者の権力とその市民の義務を確証するためにキリスト教の政治学の諸原理（すなわち聖書）から引き出せうると思われる帰結はなにかにすぎない」（III. xxxx iii/（三）361頁）。